

# 前橋工科大学英語 e-ラーニングシステム導入業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 趣旨

前橋工科大学英語 e-ラーニングシステム導入業務の委託に係る事業者を、公正かつ公平な方法により選定するため、プロポーザルを実施します。

## 2 委託業務の内容

(1) 業務名 前橋工科大学英語 e-ラーニングシステム導入業務

(2) 業務の目的

TOEIC 対策のための学習を通じ、英語力の向上を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

英語 e-ラーニングシステムの導入

詳細は別紙仕様書を参照してください。

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(5) 見積価格上限額等

6,700 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とします。

※本プロポーザルの実施は、前橋工科大学令和 8 年度予算の成立を条件とします。

## 3 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに応募することができる者は、次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的かつ円滑に実施することができる事業者とします。

(1) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程（令和 4 年規程第 12 号）第 3 条及び第 4 条に該当する者でないこと。

(2) ISMS 又はプライバシーマークの認証若しくはこれらに準ずる情報保護体制を整えていること。

(3) 直近 5 年間で日本国内の大学又は専門学校等へ英語 e-ラーニングシステムの導入実績があること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、手続開始の申立てをしている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団関係者を本業務の再委託先としない者であること。

(6) 応募時点において、事業者（本業務の遂行に必要な全ての関連事業者を含む。）が次の条件を全て満たしていること。

ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。

イ 宗教活動を目的としない者であること。

ウ 政治活動を目的としない者であること。

#### 4 スケジュールの概要

実施要領・仕様書の公表日	令和8年1月22日（木）
質問受付期限	令和8年1月28日（水）
質問書への回答期限	令和8年2月2日（月）
提出書類受付期限	令和8年2月6日（金）
企画提案書の提出	令和8年2月24日（火）
審査に係るプレゼンテーション等の実施日	令和8年3月2日（月）
審査結果通知書の発送日	令和8年3月中旬

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 受付期限

令和8年1月28日（水）17時まで

##### (2) 提出書類

質問書【様式1】

##### (3) 提出方法

質問書に必要事項を記載し、事務局あてに電子メールで送信してください。

※電子メールのタイトルは、冒頭に【プロポーザル：質問】と記載し、質問の要旨を記載してください。

※質問の内容について個別に確認する場合があります。

※電話や来訪等による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けません。

##### (4) 回答方法

全ての質問と回答を令和8年1月30日（金）までにホームページにて公開し

ます。

※質問者を特定可能な文言、表現などは削除又は修正することがあります。

## 6 参加申込書等の提出

### (1) 提出期限

令和8年2月6日（金）

### (2) 提出書類

本業務に参加を希望する者は、以下の書類を提出してください。

①参加表明書【様式2】

②誓約書【様式3】

③業務実績書【様式4】

### (3) 提出先

公立大学法人前橋工科大学事務局学務課教務係（以下、事務局という）まで、持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着）してください。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

## 7 企画提案書受付

### (1) 受付期限

令和8年2月24日（火）

### (2) 提出書類

参加資格を有し、プロポーザルの参加をする者は、別紙仕様書に記載されている事項を十分確認し、以下の書類を事務局まで、持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着）してください。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

①企画提案書（6部）

・会社・事業概要、製品仕様を含めてください（他の項目を追加しても差し支えありません。）。

※A4サイズ横向きとし両面印刷（長辺とじ）で作成してください。

②見積書【様式5】

※様式5のほか、見積明細書を添付すること。

③機能要件チェックリスト【様式6】

## 8 プレゼンテーション

### (1) 実施日

令和8年3月2日（月）

### (2) 場所：前橋工科大学 1号館1階多目的ホール

- ・説明者は1者につき3人以内とします。説明者には、必ず実務担当者を含めてください。
- ・1者ずつの呼び込み方式とし、1者につき15分以内で企画提案書を説明してください。引き続き質疑応答となります。
- ・欠席した場合は、企画提案書の審査及び選定から除外します。

### (3) 準備品等

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルの用意はありますので、説明に必要なそれ以外のものは参加者で準備してください。

### (4) その他

提出書類を基に説明してください。

プレゼンテーションに係る追加資料の提出は認めません。ただし、前橋工科大学が追加資料の提出を求めた資料等については、この限りではありません。

## 9 審査

### (1) 審査方法及び評価基準

前橋工科大学英語e-ラーニングシステム導入審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会が企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき技術点及び価格点による審査及び評価を行います。

審査については、下記審査項目に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションによる提案を総合して評価します。

（評価項目）

- ・業務の実施体制
- ・過去のシステム導入実績
- ・システム機能の要件
- ・システムの操作性
- ・システムの安全性
- ・システム運用保守業務におけるサポート体制

- ・システム運用保守業務における障害対応等の内容
- ・業務実施スケジュール、その他業務遂行上有益な提案事項
- ・システム導入及び運用保守経費（5年間分）

## （2）実施日

令和8年3月2日（月） 「8 プレゼンテーション」と同日に実施します。

## 10 委託候補者の選定方法

- （1）評価点の合計が最上位の者を最も事業を遂行できるものと判断して、本事業の委託候補者として選定します。
- （2）同点の場合は技術点の評価点が高い者を上位者として決定します。
- （3）上記方法においてもなお同順位である場合は、くじ引きにより決定することとします。
- （4）評価点が満点の6割（小数点以下切り捨て）未満の場合は、委託候補者として選定しません。
- （5）参加者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、評価点が満点の6割未満の場合は、委託候補者として選定しません。

## 11 審査結果の通知

### （1）通知方法

令和8年3月中旬予定 参加者に対して電子メールにて通知します。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。また、本プロポーザルに係る参加者の評価順位、評価点数その他の参加者の評価に関する情報は、参加者による自身の評価情報の開示も含め公表しません。

## 12 委託候補者資格の無効

委託候補者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失することとします。この場合は、次順位者と交渉する場合があります。

- （1）提案資料並びにプレゼンテーション及びヒアリング内容に虚偽の説明があった場合
- （2）評価の公平性を害する行為があった場合

## 13 契約

- (1) 契約金額は、委託候補者が提出した見積書に基づき、委託候補者と協議のうえ決定いたします。
- (2) 契約内容は、仕様書、企画提案書、ヒアリングの内容に基づき、委託候補者と協議のうえ決定いたします。なお、協議をしていく中で前橋工科大学にとって有利な提案があった場合、当該提案を採用する場合があります。
- (3) 委託候補者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。

## 14 その他

- (1) この事業者選定に参加する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正及び変更は一切認めません。
- (3) 提出された企画提案書等については、返却しません。
- (4) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、情報公開請求があった場合は、「前橋市情報公開条例の施行に関する公立大学法人前橋工科大学規則」に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (5) 前橋工科大学が提供する資料は、この事業者選考に参加する目的以外の使用を禁じます。また、資料については返却願います。
- (6) 参加者及びその関係者が、審査に関して審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- (7) 令和8年度予算が、公立大学法人前橋工科大学定款第14条第1項の規定に基づき設置する理事会で可決されなかった場合、又は審査委員会でいずれの者も委託に相当しないと判断された場合は、このプロポーザルに参加した事業者の中から業務委託を実施しない場合があります。
- (8) 前橋工科大学に提出する書類について、押印の省略を認めています。押印を省略する場合は、提出書類に発行責任者及び担当者を記載してください。

●企画提案書等の提出・問い合わせ先

〒371-0816

群馬県前橋市上佐鳥町460番地1

公立大学法人前橋工科大学事務局学務課教務係

担当：奥原・中澤

電話：027-265-7361（直通）

FAX：027-265-3837

e-mail：[kyoumu@maebashi-it.ac.jp](mailto:kyoumu@maebashi-it.ac.jp)